

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【建設水道部】一般会計予算歳出

未利用財産利活用推進事業

- 阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘でございます。主要施策番号19番の未利用財産利活用推進事業について御質問いたします。建物鑑定意見評価の2か所と聞いておりましたので、旧西児童館以外、どこを想定しているか、予定しているか教えてください。
- 管財係長 管財係長の工藤です。ただいまの阿部隆弘委員の御質問にお答えいたします。令和7年度の未利用財産利活用推進事業におきましては、2件の建物付土地について、不動産鑑定士による意見価格を求めるものでございますが、対象の物件につきましては、西5条北3丁目に所在する旧西児童館の建物及び敷地のほか、東1条南4丁目に所在する町有住宅2棟及びその敷地となっております。なお、町有住宅の位置について補足させていただきますと、中標津総合歯科診療所の南側に隣接する場所となっております。以上でございます。

除雪事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー173番、除雪事業について御質問いたします。物価高騰により燃料費、除雪車両、除雪機等の修理メンテナンス費用も上がっておりますので、令和7年度は230万円しか予算が増えておりませんが、その経費を上げるべきではないでしょうか。
- 管理主査 管理主査の井上です。ただいまの栗栖委員の質問にお答えします。除雪事業費における除雪委託料の積算に当たりましては、国土交通省の標準積算基準に準じて算出しており、労務単価や燃料費などの物価高騰分も勘案された中で、適正費用で委託契約を締結しております。以上です。
- 栗栖委員 ただいまの答弁に再質問させていただきます。修理等のメンテナンス費用というのは確実にかかってきますので、その辺の認識はされてはおられると思うんですけど、そういった経費も考えて上げるべきではないでしょうか。
- 管理主査 管理主査の井上です。ただいまの質問にお答えします。機械分の上昇分も予算の中に入れております。以上です。

橋梁長寿命化修繕事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策ナンバー179番、橋梁長寿命化修繕事業について聞きます。冬季間の橋の状態も確認しているのかっていうのは、氷だとか雪だとかそういうのがたくさんたまっているとき、何となくその揺れがすごいなというふうに思っています。そのときの耐震性の把握はしているのでしょうか。
- 管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。町が管理する橋梁につきましては、5年に1回の法定点検に加えまして、95橋の状況把握につきましては、中標津明日に架ける橋プロジェクトの一環として締結した中標津建設業協会との協定による点検を毎年実施しております。また、その他夏季冬季にかかわらず職員が道路パトロールの際に目視ではございますが、都度、状況把握は行っている状況にござ

います。また、耐震性につきましても把握しておりまして、町が管理する橋梁は全て国土交通省が目標として示している耐震性能のうち、地震による損傷が橋として致命的とならない性能以上を有していると判定されておりますが、橋の耐震性能には地震のレベルや橋の利用状況、防災計画上重要な橋などにより目標とされる耐震性能に段階があるため、そのことによる耐震性能を満たしていないとされる橋梁も5橋ございます。しかしながら、その5橋につきましても、致命的とならない性能を有していると判定されておりますので、直ちに地震によって崩壊するという危険があるものでございませぬ。なお、現在本町の橋梁長寿命化計画に基づきまして、橋梁の補修を優先して実施しております。補修が一段落した後に橋の耐震補強についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○長渕委員 はい。今の少し聞いてほっとしたんですが、建設業協会さんが、そういうその善意をもとにいうか、そういうのをもとに橋梁の検査をしているというのは知っています。それでも夏の時期っていうかですね、冬にやっていないんじゃないかなというふうに思いまして、その分がちょっと気になったのと、あと標津川、一方方向で標津川が標津のほうに流れているわけですけども、役場、消防、重要な施設が川の反対側にあつて川の向こう、町側には何もそういう緊急車両だとか、そういうものがない状態なものですから、そういう耐震についても、十分強度を保ったものだということが担保されていけば問題ないので、ありがとうございます。以上です。

道路照明灯LED化整備事業

○武田委員 はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー184番、道路照明灯LED化整備事業について質問させていただきます。道路照明灯のLED化について、令和7年度で全数のLED化の完了となりますでしょうか。

○管理主査 管理課管理主査蝦名です。ただいまの武田委員の質問にお答えします。街灯には道路照明灯と防犯灯のほか、交通安全灯、商工灯がございますが、当課で実施しております道路照明灯のLED化については、令和4年度から事業開始しておりますが、令和4年度から令和6年度の3か年で中標津市街地の道路照明灯のLED化が完了しました。令和7年度に残りの計根別市街地、郊外地の道路照明灯LED化の工事を予定しており、これが完了しますと道路照明灯の全数LED化が完了となります。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。道路照明灯以外で建設水道部さんで管理されている物件等で、LED化されていない蛍光灯など残っているところというのは把握されておりますでしょうか。

○管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいま武田委員の再質問にお答えさせていただきます。道路照明街路灯の他につきましては、当課で管理している公園のLED化がまだ済んでおりませぬので、今後、公園の街灯につきましては、今後、LED化の検討をさせていただこうと考えております。以上です。

緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策188番、緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業について質問をいたします。補足資料の68、69ページのほうでなんですが、69ページの図面のほうでも、今年度ですね、新フリーサイト、オートサイト等が整備されまして、公園内の利用範囲が拡張されております。それでお聞きしたいのは、令和7年度から

の5月からですね、の管理体制ということで、現在、お二人が管理等の管理運営をされているということで、この管理体制はどのようになるのかお聞きいたします。

- 管理主査** はい。管理課管理主査の蝦名です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えします。管理体制でございますが、令和4年度から現在の指定管理者である株式会社都市施設管理センターに委任しており、令和7年度が指定管理の最終年となります。なお、管理体制につきましては、指定管理者が決めることでありますが、指定管理者制度は公の施設の管理に民間事業等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに、効果的、効率的に対応していくことを目的としていることから、町としましては、さらにより良い管理運営を期待するところでございます。以上です。
- 佐久間委員** はい。このキャンプ場ももっと拡張されまして、今、私も言いましたように二人体制で、現在、現在っていうか、運営ずっとされてきていまして、1人の人は当然管理棟のほうで受付とかそういう業務につくと。もう1人の方が外の周りの草刈りであるとか掃除であるとか、そういう業務を担当してるといことなんですね。それがこの実質この1人の方がこの周りずっとオートサイトであるとかフリーサイトのそれぞれバンガローであるとか、そういうところを1人で回るってことは大丈夫なのかなって正直ちょっと心配もしているんですけども、先ほど言ったように指定管理者のほうともその辺は、何て言うんでしようかね、連絡、連携、調整とかは取れているのでしょうか。
- 管理課長** 管理課長の徳永でございます。ただいまの佐久間委員の再質問にお答えさせていただきます。森林公園の管理体制につきましては、都市施設管理センターのほうで清掃だとか草刈りだとかっていう部分につきましては再委託もされていますので、2人体制で全てをやるっていうことではないというふうに私も思っていますし、その辺の人の体制につきましても、町の委託の業務の締結の部分は関係してきますので、そこはですね、相談を受けながら利用者の方に不便のないような管理体制を、お互いに協力協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。
- 佐久間委員** はい。ありがとうございます。今後についても相談しながら、連携を取ってやっていただければと思います。もう1点、今後ですね、このように結構予算もついてこういうすばらしいキャンプ場ができ上がりました。今後ですね、キャンプ場、このキャンプ場を通年利用していくってことは考えていらっしゃるでしょうか。
- 管理主査** 管理課管理主査蛸名です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えいたします。緑ヶ丘森林公園キャンプ場の通年利用についてでございますが、通年利用の可能性について、内部での協議及び現在の指定管理者である株式会社都市施設管理センターと話し合いをしておりますが、今のところ通年利用を行う予定はございません。以上です。

緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業

- 山口副委員長** はい。7番、山口雄彦です。同じく主要施策ナンバー188番、緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業について伺います。この事業は令和3年度から行われておりまして、令和5年度にはオンライン予約、それから6年度には改修して、かなり改修のほうも進んでおります。そこでお伺いします。利用客なんですけれども、令和5年度、6年度について、どのぐらい伸びているかお聞かせください。
- 管理主査** 管理課管理主査の蝦名です。ただいまの山口副委員長の質問にお答えします。本町緑ヶ丘森林公園キャンプ場における宿泊利用者数の実績推移でございますが、新型コロナウイルスによりキャンプがコロナ禍での過ごし方として注目されたところですが、令和3年

度はコロナ第5波の影響などから、利用者数はコロナ前と比べて3割程度落ち込み約1500人となってございます。利用者数は令和4年度から徐々に回復の兆しが見え始め、令和4年度は約2000人とコロナ前と比べて1割程度の落ち込みまで回復、令和5年度はコロナ前を2割程度上回る約2700人との利用となりました。令和6年度はリニューアル工事に伴い、フリーサイトの一部とバンガローB棟を6月から10月まで利用制限していたことにより、コロナ前と比べると約3割程度の落ち込み、約1400人となっております。以上です。

都市公園安全・安心対策事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策ナンバー189番、都市公園安全安心対策事業についてお聞きします。安心対策事業とは、遊具だとかの他というふうになっていますけれども、その他とは何でしょうか。
- 管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。御質問の安心対策事業でございますが、安全と安心はセットで用いられることが多くてですね、本事業につきましても国土交通省管轄の都市公園安全安心対策総合事業に関連する事業でございます。公園利用者が安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進することを目的としておりまして、本町の公園長寿命化計画に基づき計画的修繕、計画的な修繕、改築、更新を行うことための事業でございます。事業名を都市公園安全安心対策事業としているところでございます。こちら7年度の事業につきましては本町の公園長寿命化計画に基づきまして、都市公園2公園の中央児童公園、まこと児童公園の遊具更新のための調査設計委託業務及び資材実勢価格調査事業に関連して発生する旅費など事務費となっておりますが、基本的には長寿命化計画に基づきまして遊具を更新していくというところでございます。以上です。
- 長渕委員 再質問させていただきます。近年、大きな木、公園のところにも結構生えていまして、中標津町内でも樹木を伐採するときに、住民の反対で切れなかったという事例もあったと思います。そんな中で公園に生えている大木についての安全なのかどうなのかという調査と、それを根拠に伐採するのかわからないのかということ、それらも入っているのかちょっと確認したかったんですけど。
- 管理係長 管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の再質問にお答えさせていただきます。現在の長寿命化の計画の中にはですね、大木に関する調査ですとか、老朽木に対する調査ですとか、そういうのはちょっと入っていないんですけども、通常の管理の中で実際にパトロールではないですけど、公園を歩いて老朽化している木を調査ですとか、そういうのをですね、調査というかチェックはしてまして、余りに古いものですとか、枯れてるものですとか、そういうものは倒れる前に撤去している状況ではございます。
- 長渕委員 はい。確認しているのご苦労さまです。ただ、あれだけ大きな木が町なかの公園にも自生してるのは、生えているのは分かっているとありますが、あれを撤去して違う木を植えるとしても、物すごい大変な労力が必要になってきます。その中で危険でないような状態の木に変えていくとか、そういうことをしなかったら、何か事が起きてからでは遅いと思いますので、今、台風だとかいろんなことが想定外のものが起きますので、是非もう一度検討して、本当に安全で安心な公園を策定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【建設水道部】 一般会計予算歳入

地域対応活用住宅使用料

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。歳入について質問させていただきます。予算書のページが22ページになります。この中で地域対応活用住宅使用料というのが76万2000円計上されています。この内容は、提案理由の説明のときにもありましたが、東中公営住宅を計根別に今建設中の株式会社明治の工事関係者の宿舎とするために貸すんだということでした。そして、質問なんです、これいつまで宿舎として株式会社明治の工事関係者にこの公営住宅を貸すのか。そして、仮に明治の工事が予定よりも長引けば、その分また延長して公営住宅を貸すのか。この辺をちょっと教えてください。
- 住宅係長 はい。都市住宅課住宅係長の松井です。高橋委員の御質問にお答えいたします。現在、計根別地区では建設が行われている株式会社明治の新工場の第1製造棟について令和6年4月から令和8年4月にかけて建設工事が進められているところでございます。この間、工事関係者の宿泊施設の確保が厳しい状況であることから、町では現在、建て替え事業により政策空き家となっている東中公住11戸について、国の承認を受けて、令和6年10月から令和8年3月まで、工事期間、工事関係者の宿舎として、目的外使用できるように準備をしているところでございます。実際に暖房設備がないことなどから、令和7年度については4月から10月までの7か月間の使用を見込んでいるところでございます。なお、今後、時期は未定ですが、第2製造棟の建築が予定されていると聞いておりますので、工事関係者から申出があった場合には、対応を検討していきたいと考えております。
- 高橋委員 答弁はいいですか。大丈夫ですか。
- 住宅係長 はい。工期が延びた場合は東中公住の延長するかという御質問ですが、今のところ東中公住使用は令和7年度で終了するものと考えております。工期の延長などがあった場合、工事関係者から東中工事の使用について、延長の申出があった場合には、検討を対応を検討していきたいと考えております。
- 高橋委員 はい。分かりました。延長する場合もあるということの解釈でいいかと思えます。最後の質問なんです、ここに入る入居者の方というのは、今年もそうでしょうし、4月から10月ぐらいまで入居されるっていう話、答弁で聞きました。この入居者の方は中標津町に転入届を提出するのでしょうか。つまり中標津町の町民になるのかどうか、その辺もちょっと教えてください。
- 都市住宅課長 都市住宅課長の太田でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。この入居者の方が中標津町に住民票を移すかどうかという話なんです、今回のですね、公営住宅の目的外使用につきましては、あくまで臨時的な措置ということですので、通常であれば町営住宅については住民票を移していただいた方、中標津町民の方にお貸しするんですけども、今回の目的につきましては、あくまで町外から来るですね、工事関係者を入居させるための措置でございますので、住民票については移さなくても入居していただくというような措置になります。
- 高橋委員 すみません。しつこくて。今年の10月に国勢調査があるんです。国勢調査っていうのは住民票が移さなくても、そこに3か月以上住んだ方は、人口の中でカウントされますよね。ということはここに入居された明治の工事の関係者は、国勢調査で人口の中でカウントされるというふうに判断していいんですか。
- 総務部長 国勢調査に関する御質問ですので、代わって私のほうから御答弁申し上げます。

委員の御指摘のとおりですね、今年10月1日を基準日として国勢調査全国一斉に行われます。また、国勢調査にカウントする住民というのは、委員のおっしゃるとおり住民票があるなしにかかわらず、3か月前ですので7月1日現在から継続して10月までに生活の本拠が中標津あるかどうかということが判断材料でありますので、特に明治の関係者につきましては、7月からかなりの工事関係者が中標津で生活しながら工事するものというふう聞いておりますので、制度に則って可能な限りカウントしていくべきというふう考えておりますし、当然、住民票が本来ある町との調整も踏まえて、もちろんダブルカウント出来ませんので、その辺も実際に住民票のある市町村との調整も踏まえて、カウントできるものは本町の国勢調査でカウントしていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

【建設水道部】 下水道事業会計予算

下水道管路施設修繕事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー253番、下水道管路施設修繕事業について質問いたします。人孔、マンホールですね、これの10基の調査等の予算がついておりますが、過去から不明水の改善というのは余り見られていないと感じるんですけど、今までの対策の成果、そして、今後の計画としてはどのように考えておられますでしょうか。
- 下水道係長 下水道係長の仁木と申します。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えさせていただきます。この不明水対策の工事に関してなんですけれども、こちらは平成27年度から実施してございまして、当時の平成27年度の有収率というのが70.2%あったものが、この対策工事を毎年やらせてもらっておりまして、今現在の令和5年度までで81.9%まで上がっている状況でございます。以上のことでこの対策工事はいい方向に向かってというか、ことになっていると考えております。以上です。
- 栗栖委員 はい。再質問させていただきます。数字上ではそうなんですけれど、下水管の損傷等とかの過去のそういった状況とか、そして今後の計画はどのように考えられていますか。
- 下水道係長 ただいまの御質問に答えさせていただきます。下水道係長の仁木です。今後につきましても例年と同じようにですね、この不明水対策工事については実施していく予定してございまして、この工事やる中で実際に侵入水がある場所の調査ですとか、調査関係をやりますと侵入水の多い場所ですとか地下水の多い場所などの補修工事のほう、ずっと今後もやってく予定をしていることで考えております。以上です。

以下は質疑なし

- ・水道事業会計予算
- ・簡易水道事業会計予算
- ・議案第25号.中標津町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第27号.中標津町公園条例の一部を改正する条例制定について